

# UNION PRESS

埼玉大学教職員組合 No.5 (2022年 12月号)

## 団体交渉報告

11月28日に団体交渉を行いましたので、交渉内容について組合員の皆様にお知らせします。なお、すでにボーナスが支払われてしまった後のご報告になりますが、それは人事課との交渉概要を確認するのを待っていたためです。

団体交渉は、(1)「埼玉大学教職員給与規則第29条、第30条の改正」及び「勤勉手当、期末手当の引き下げの代償措置」について、と(2)「組合等への大学当局からの不適切な関与」について、の2点をめぐって行われました。交渉内容は以下になります。

### (1) 「埼玉大学教職員給与規則第29条、第30条の改正」及び「勤勉手当、期末手当の引き下げの代償措置」について

12月期賞与引き下げの代償措置の一部として、大学は常勤・非常勤教職員を対象に、今年度限りの措置としてインフルエンザ・ワクチンの一部補助を行うことになりました。今冬、コロナとインフルエンザの同時流行もいわれていますので、皆さんもインフルエンザ・ワクチンを打った場合は、補助を申請するようにしてください。

また、代償措置として労使で検討してきた土日出勤の特殊業務手当、大学院(博士課程)指導手当等の改善について、大学は検討を開始し、組合と意見交換等を行うとしました。

### (2) 「組合等への大学当局からの不適切な関与」について

大学側からは、過半数代表への不適切な関与はなかったとの説明がありました。組合側からは、①過半数代表へ知らされた組合の「見解」に関して、組合への正式見解に関する確認が行われなかったこと、ならびに、交渉概要において文書として示された見解とに明確な齟齬があるにもかかわらず過半数代表への人事課からの説明が修正されず、組合活動への過半数代表を通じた影響力行使を狙った不当労働行為の可能性があると指摘されました。また②過半数代表会長への説明、意思確認の手法が著しく不適切であったことが指摘されました。

上記①②の双方について、担当理事関与のもと、対応の適切性について精査し、文書にて組合に回答すること、特に、①については、過半数代表に説明された組合の「見解」に関して、組合から11月18日付け「2022年度第2回団体交渉概要説明書」にて提示された公式見解をもとに、人事課より過半数代表に対して情報の訂正を行うことを組合側から要求しました。

ご意見やご質問などありましたら、組合事務所までお知らせください。

## 【ハーバリウムワークショップ】を開催しました

12月5日夕方、フラワーアレンジメント講師として活躍している鈴木香奈美先生をお迎えしてハーバリウムのワークショップを行いました。組合員やご家族、非組合員の方など20名が参加し、皆で色とりどりの花材を選び、容器の中の配置を考え、試行錯誤し作品作りを楽しみました。出来上がった作品の内覧会もしました。



初めてお会いした方とも直ぐ話が弾み、参加者同士の交流も深まり、オリジナルのお気に入りのハーバリウムが作れてとても楽しい癒しの時間となりました。

準備等をご協力して下さいました皆さまに御礼申し上げます。



## 埼玉大学教職員組合第80回定期大会のご案内

2023年2月2日 定期大会を開催します

★場所：経済学部A棟第一会議室（2階）

★時間：18時～19時頃

★参加方法：ハイフレックス方式（対面参加は弁当有り）

★その他：大会後、ビープラにて懇親会（人数把握のため、参加希望者はフォームのその他に「懇親会出席」と入力して下さい。

「申し込みフォーム」

1月18日までに、下記のURL、

もしくはQRコードからお申込みください。

（対面、オンラインの参加可能）

URL: <https://forms.gle/FKSMYvTVInWHdVp59>



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255 第2生協1階

E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.client.jp/>

電話：048-853-5609（内線）723414 生協第2食堂・理髪店の奥